

## 第 4 回以降の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の進め方

### ○ 会計基準等部会の所掌事務及び議論の状況

会計基準等部会の所掌事務は、部会設置規程（平成 27 年 4 月 9 日独立行政法人評価制度委員会決定）により、独立行政法人の会計に関する事項（以下「会計基準」と略称）及び独立行政法人の会計監査人の監査に関する事項（以下「監査基準」と略称）について調査審議することとされている。

これを踏まえ、第 1 回会計基準等部会（平成 27 年 5 月 29 日）において、以下の調査審議事項を定めた。

- ①独立行政法人制度改革や企業会計基準の改訂を踏まえ、総務大臣の諮問を受けて、会計基準及び監査基準の改訂を検討し、必要に応じ、その成果を総務大臣に対し答申すること。
- ②独立行政法人会計基準及び監査基準の抱える種々の課題について、調査研究を行い、その成果を提示・公表すること。

その上で、当面は会計基準の中長期的な課題を整理し、今後の会計基準改訂に当たっての基本的な指針を提示することとし、会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会（以下「法制・公会計部会」と略称）との共同ワーキング・チームにおいて、議論を重ねてきたところ。

### ・ これまでの会計基準等部会の開催状況

第 1 回（平成 27 年 5 月 29 日）

中長期的な課題の整理

第 2 回（平成 27 年 7 月 30 日）

中長期的な課題の整理、法制・公会計部会との共同ワーキング・チームの立上げ

第 3 回（平成 27 年 11 月 9 日）

会計基準等部会の構成について（報告）

※ 共同ワーキング・チームを平成27年11月9日～平成29年2月15日までに計8回開催し、具体的な検討を実施

○ 今後の会計基準に係る中長期課題の検討について（案）

以下の通り、議論を進めることとしてはどうか（独立行政法人評価制度委員会には随時報告）。

第4回（平成29年4月17日）

独立行政法人評価制度委員会令に基づく部会長代理の指名

共同ワーキング・チーム

独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針の検討

第5回（平成29年夏頃）

独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（最終案）の提示・了承

以上